

圧入道場受講申込書

申込日(西暦) 年 月 日

技術講習参加規約及び施設利用規約、並びに個人情報の取り扱い(下部記載)に同意の上、本申込を行います。

●参加者

フリガナ											
氏名											
生年月日	(西暦)			年	月	日					
性別 (✓を付けて下さい)	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	その他	血液型 (✓を付けて下さい)	<input type="checkbox"/>	A型	<input type="checkbox"/>	0型		
	<input type="checkbox"/>	女性				<input type="checkbox"/>	B型	<input type="checkbox"/>	AB型		
フリガナ											
住所	〒	-	都	道	府	県					
連絡先											
E-mail						@					

●法人(勤務先情報)

フリガナ											
会社名											
フリガナ											
住所	〒	-	都	道	府	県					
連絡先											

●希望講習

希望コース (✓を付けて下さい)	<input type="checkbox"/>	杭圧入引抜機運転	スタンダードコース	(30万円/人)							
	<input type="checkbox"/>	硬質地盤圧入機運転	コース	(65万円/人)							
	<input type="checkbox"/>	機械保全講習	2日コース	(8万円/社)							
	<input type="checkbox"/>	機械保全講習	5日コース	(20万円/社)							
希望コース番号	第一希望					第二希望					

●その他

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

《個人情報の取扱いについて》

当社は、申込者からご提供いただく個人情報について、以下の目的の範囲内で適切に取り扱います。

1. 本講習の運営・管理のため
 2. 緊急時(生命維持に支障をきたす可能性がある場合など)における安全確保のため
- なお、当社は、法令に基づく場合を除き、申込者の同意なく第三者に個人情報を提供することはありません。
申込にあたっては、当社の個人情報保護方針をご確認いただき、これに同意のうえでお手続きください。

▶ 個人情報保護方針：<https://www.giken.com/ja/privacy/>

技術講習（オペレータ向け）参加規約

この参加規約（以下「本規約」という。）は、株式会社技研製作所の事業所において実施する圧入機及び周辺機器操作に関する技術講習（以下、「本講習」という。）に参加する全ての人に適用される。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

「甲」とは、株式会社技研製作所をいう。

「乙」とは、参加申込書に記載の法人をいう。

「参加者」とは、参加申込書に記載の個人をいう。

「実施場所」とは、参加申込書記載の実施場所をいう。

「実施期間」とは、参加申込書記載の実施期間をいう。

（役務の提供）

第2条 甲は、参加者に対し、その申込内容に従い、甲が定める講習内容を提供する。

（成果の保証否認）

第3条 甲は本講習の受講により参加者が特定の知識・技能を必ず習得することを保証するものではない。また、当該指導内容を各国法規や第三者の基準に適合させる義務を負わない。

（講習内容の変更）

第4条 やむを得ない事情により、指導者の変更、実施期間の変更、または講習内容の変更が発生することがある。甲は、これにより発生した乙または参加者の損害について一切責任を負わない。

（言語）

第5条 本講習は、原則として日本語により実施するものとする。ただし、英語による実施が必要な場合において、講師の英語能力が母語話者相当ではないことを受講者が予め了承した場合に限り、英語による実施も可能とする。

（入国資格及び参加資格の取得）

第6条 参加者が海外に居住する場合は、本講習に参加するにあたり、入国前に適切な入国資格を取得する。入国資格に関するトラブルについて、甲は一切関与しない。

（料金の支払い）

第7条 乙は、申込内容に応じた金額を指定された期日までに甲に支払うものとする。

2 乙は、甲が発行する請求書に従って、指定された口座に受講料を入金するものとする。請求書内に記載の期日までに支払いがない場合、本講習を受講することはできないものとする。

3 受講料に係る手数料は乙の負担とする。

（キャンセルポリシー）

第8条 受講者が、受講開始日の3日前までにキャンセルの意思表示を行った場合には、キャンセル料は発生しないものとする。受講開始日の2日前以降にキャンセルの意思表示があった場合には、受講料の全額（100%）をキャンセル料として支払うものとする。

（守秘義務）

第9条 本講習中、乙及び参加者が、本講習によって知り得た甲の業務上の秘密を甲の事前の許可なく第三者に開示もしくは漏えいすることを禁止する。本講習期間中、参加者は甲が定める講習場所以外の施設へは立ち入りできない。

2 前項の秘密は、書面等の有体物または口頭等による手段を問わず、甲が秘密である旨を明らかにして参加者に開示した情報及び甲の事業所または工場において見聞きしたすべての情報をいう。

3 本講習中、甲が講習実施状況を写真で撮影する場合があることを乙及び参加者は予め了承する。ただし、個人を特定できるような状況での写真撮影は行わないものとする。また、参加者が写真等の撮影を望む場合は、その都度事前に甲の許可を得るものとする。参加者が撮影した写真・動画については、SNS等を含む一切の外部媒体への流出を禁止するものとする。

4 本条の規定は、本講習期間終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第10条 本講習で提供される資料、マニュアル、映像等に関する著作権その他の知的財産権は、すべて甲に帰属する。

(個人情報保護)

第11条 参加者は、甲の個人情報保護方針 (<https://www.giken.com/ja/privacy/>) を確認の上、個人情報の提供に同意する。

(参加者の安全遵守等)

第12条 本講習中、常に「安全第一」を意識して行動すること。

2 本講習中、特に機械の操作中や、機械の近辺にいる場合においては、機械の動作に充分注意し、安全を損なう行為は厳に慎むこと。

3 本講習中、機械の操作は、講師に指示された正しい方法で行い、乱暴な運転・操作は一切行わないこと。

4 本講習中、無断で機械に触れたり、操作レバー・スイッチ等を操作してはならない。

5 本講習中、異常音、漏れ、破損等、機械の異常を発見した場合は、直ちに本講習の講師または現場責任者に報告し、自らの判断で機械を操作・修理しないこと。

(保険)

第13条 実施期間中に労災事故が発生した場合は、乙または参加者の労災保険を適用する。

2 海外居住の参加者は日本入国前までに必要な保険に必ず加入し、保険加入の証は本講習開始前までに甲に提出する。保険に関するトラブルについて、甲は一切関与しない。

3 甲の施設の不備により発生した事故については、甲の加入保険を適用する。

(受講姿勢)

第14条 参加者は本講習に専念し、甲及び講師の指示・指導に従うものとする。講習の継続が困難と判断された場合、甲または本講習の講師の裁量により、講習を中断または中止することがある。

(体調管理)

第15条 参加者は、持病の管理、防寒・暑さ対策、水分補給等を含む体調管理を自己の責任で行うものとする。機械操作に支障をきたす怪我や体調不良がある場合は、本講習を受講できない。本講習中に体調の異常を感じた場合は、速やかに本講習の講師へ申告しなければならない。

(服務等)

第 16 条 参加者は講習中、講師の指示に従い適切な服装で臨むこと。基本的に肌の露出がない長袖・長ズボンを着用し、安全靴や保護具（ヘルメット、保護メガネ等）を正しく着用すること。

- 2 飲酒・薬物・体調不良など、正常な判断や操作に支障を及ぼす状態での講習参加は禁止とする。
- 3 火気厳禁区域での喫煙や、可燃物の持ち込み等、安全上問題となる行為は禁止する。
- 4 設備・資材等の無断使用または持出しは禁止する。
- 5 乙及び参加者は、安全衛生、労働時間、環境保全等に関する法令及び甲の指示に従わなければならない。
- 6 事故・災害・健康被害等が発生した場合、乙及び参加者は直ちに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

（費用負担）

第 17 条 本講習にかかる参加者の交通費、宿泊費並びにその他講習期間中に関わる一切の費用は乙または参加者の負担とする。

- 2 参加者の労災保険の加入やビザの取得及びその保険料や取得費用の納付は、乙または参加者が手配及び負担するものとする。

（期間延長の不可）

第 18 条 参加者の以下の行為により、所定の実施期間内に講習内容が終了しなかった場合でも、講習期間の延長は行わない。

- ① 遅刻、早退、欠席
- ② 離脱行為
- ③ 講師の指示、指導に従わない他、参加者の責めに帰すべき事由により講習を中断または中止した場合
- ④ ①から③以外の参加者の責めに帰すべき事由により講習を離れる行為

（不可効力による講習の中断及び中止）

第 19 条 以下の場合、甲の判断で、講習を中断または中止する。

- ① 参加者の怪我、体調不良または疫病の流布により講座の継続が困難と認められた場合
 - ② 大雨、洪水、暴風等の気象警報または注意報が発令された場合
 - ③ 前掲の警報・注意報が発令がない場合でも、極度の悪天候等に見舞われた場合
 - ④ 講習実施場所またはその周囲で、火災、事故等の災害が発生した場合
- 2 本条所定の事由により講習が中断または中止された場合は、その事情を踏まえ、甲乙協議の上で対応を決定する。
 - 3 不可抗力により講習が中断・中止された場合、甲及び講師を含む本講習関係者は、乙及び参加者に生じた損害について一切の賠償責任を負わないものとする。

（中断・中止）

第 20 条 前条に定める事由以外においても、甲は以下の場合に講習を中断または中止することができる。

- ① 参加者または乙による不正行為
- ② 参加者による講師または他の参加者への暴言・暴力等の不適切な行為
- ③ 参加者による機械設備の危険運転または損壊行為
- ④ その他、参加者または乙の行為により講習の継続に支障が生じると甲が判断した場合

合

- 2 前項によって講習が中断あるいは中止された場合、甲は、乙及び参加者に生じた一切の損害について賠償責任を負わないものとし、講習費用の返還義務も負わないものとする。

(賠償責任)

第 21 条 乙または参加者の故意または過失により甲または第三者に損害が発生した場合は、乙及び参加者の責任と負担において解決にあたるものとする。講習の中断または中止により参加者に損害が生じた場合、甲は、故意または重大な過失がある場合に限り、参加者に対して損害を賠償する責任を負う。ただし、賠償範囲は、参加者に直接かつ現実に生じた損害に限る。

- 2 参加者の操作により機械設備または施設等が損壊した場合、甲がその修理費用等を負担する。ただし、参加者に故意または重大な過失がある場合は、甲は、乙及び参加者に対し、当該費用の負担を求めることができる。
- 3 前二項の他、参加者に損害が発生した場合、甲が故意または重大な過失を有する場合に限り、甲は参加者に対して損害を賠償する責任を負う。ただし、賠償範囲は、参加者に直接かつ現実に生じた損害に限る。

(反社会的勢力の排除)

第 22 条 甲及び乙とその参加者は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を将来にわたって以下の事項を確約する。

- ① 自社及び参加者（役員、従業員、またはこれらに準ずる者を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体または政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。
- ③ 反社会的勢力を利用していないこと。
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- ⑤ 本講習期間中、自社または第三者を利用して、次の行為を行わないこと。
 - ア 甲または甲と契約関係にある者（以下「関係者」という。）に対して詐術、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて甲または甲の関係者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為、もしくは、そのおそれのある行為

- 2 甲及び乙は、相手方が前項各号の一にでも該当することが判明した場合は、何らの催告をせず、ただちに本講習を中止することができるものとする。

- 3 甲及び乙は、相手方が前項により本講習を中止された場合は、乙はこれにより生じる一切の損害に対して請求を行わないものとし、甲に生じる一切の損害を賠償しなければならない。

(協議)

第 23 条 本規約に疑義が生じた場合または、本規約に記載のない事項について、甲及び乙または参加者が誠実に協議のうえ解決するものとする。

(附則)

第 24 条 本規約は 2025 年 9 月 1 日より施行する。

施設利用規約

施設利用者は株式会社技研製作所が有するいちじま BASE（兵庫県丹波市市島町中竹田字安下 879-1）の利用について当社が定める下記の内容に従う。施設利用者は、施設利用申請書を提出した時点で、本規約に同意したものとする。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

「甲」とは、株式会社技研製作所をいう。

「乙」とは、参加申込書に記載の法人をいう。

「利用者」とは、施設を利用する個人をいう。

「施設」とは、いちじま BASE をいう。

（目的）

第2条 本規約は、当社が有する施設の利用・維持・管理に関し必要な事項について定める。

（施設利用対象）

第3条 施設の利用を希望する者は、施設利用申請書に記名捺印の上、これを甲に提出しなければならない。事前に申請が承認された利用者に関し限り、施設を利用することができる。

（施設利用料）

第4条 施設の利用に関して、施設利用料は発生しないものとする。

（施設の構成）

第5条 本規約で定める施設には、施設利用者が使用する個室のほか、共有スペースを含む施設内のすべての設備及び、施設外に設置された駐車場スペースを含むものとする。

（施設利用全体に関わる禁止事項）

第6条 施設利用者は次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、当社が定める施設管理者が書面もしくは電磁的方法（電子メールを含む）で認めた場合には、この限りではない。

- （1）施設利用者以外の者の施設への立ち入り、利用。
- （2）施設利用者間で許可なく使用許可を得ている個室を入替わること。
- （3）使用許可を得ている個室以外の個室に立ち入ること。
- （4）施設を施設利用以外の目的に使用すること。
- （5）故意または過失により火災または重大な事故を発生させること。
- （6）非常口を、非常時以外に使用すること。
- （7）銃刀法や薬物関連法等、法令に反する物または爆発性、発火性を有する危険物を持ち込み、製造または保管すること。
- （8）他人の迷惑となる音量での会話およびテレビ・オーディオ機器の視聴、楽器演奏を行うこと。

こと。

- (9) 施設敷地内での政治・思想・宗教活動。
 - (10) 商業行為、またはこれに類する行為。
 - (11) 犬、猫その他小動物・魚等のペットの飼育。
 - (12) 防災上、石油・ガスストーブやカセットコンロなど火気を使用するものの持ち込み。
 - (13) 施設敷地内で大声をあげる、不必要に大きな音での扉の開閉などの騒音行為。
 - (14) 暴力行為および賭博行為。
 - (15) 施設の建物・設備・個室内の新規造作、改造行為、並びに画鋸・ネジ等の使用を含む施設の原状を変更する行為。
 - (16) 指定された喫煙場所以外での喫煙。施設内で喫煙可能な場所は共有スペース外のバルコニーのみとする。
 - (17) 鍵の複製、紛失。鍵を紛失した場合は、直ちに施設管理者に届け出ること。
 - (18) その他前各号に準ずる一切の行為及び管理者が禁止した行為。
- 2 前各号に該当する行為により、施設に生じた損害については施設利用者もしくははその所属する会社により全額弁償することとします。

(施設利用全体に関わる順守義務)

第7条 施設利用者は、本規約を守り施設の風紀秩序の維持に努めるとともに施設の管理と運営が円滑に行われるよう協力しなければなりません。また、施設利用者は次の各号を順守する義務があります。

- (1) コミュニケーションは共用スペースを利用するものとする。
 - (2) 施設利用者は、団欒など短時間である場合も含め、自室を不在にする際には、防犯上必ず鍵をかけること。
 - (3) 現金や貴重品および施設の鍵は各自の責任で管理・保管すること。万一、鍵を紛失・破損した場合は直ちに管理者へ連絡すること。
 - (4) 日常のゴミの処理については、地域のルールに従い、指定された日時種類別に分別を行い指定された場所に出すこと。
 - (5) 家具、電化製品等の使用に際しては丁寧に扱い、万一故障した場合には、速やかに管理者に報告すること。
 - (6) 施設の清掃、整理整頓に努めること。特に水回りの清掃は定期的に行なうこと。
 - (7) 廊下や共用スペースには私物は残置せず、必ず個室に持ち帰ること。共用スペースに私物を残置した場合、施設管理者の判断で私物を移動又は廃棄する場合がある。
 - (8) 施設利用終了時は、使用した施設の清掃を行い、原状復帰すること。
 - (9) その他前各号に準ずる常識的な行為。
- 2 (3) について、鍵の紛失・破損など施設利用者の故意または過失により施設利用者に生じた損害について、当社は一切関与しません。また、鍵の紛失・破損など施設利用者の故意または過失により施設に生じた損害は、施設利用者またはその所属する会社の責任でその費用を負担することとします。
- 3 (5) について、施設利用者によって故意に破損または汚損させたと認められる場合は、施設利用者またはその所属する会社の責任でその費用を負担することとします。

4 施設に何らかの異常を認めた場合は、速やかに施設管理者に報告してください。

(施設管理者の権限)

第8条 施設管理者は、火災・地震等の震災時や事件・事故等の緊急時等必要と認められる場合には施設利用者が不在であっても、室内に立ち入ることができます。

- 2 施設管理者は、消防設備の点検等管理上の目的により室内に立ち入る必要がある場合、施設利用者に事前の予告無くして室内に立ち入ることができます。
- 3 施設管理者は、客観的事実に基づき施設利用者が本規約に違反していると推定される場合、施設利用者の立会いのもと室内に立ち入ることができます。ただし、本人の立会いが困難な事由がある場合はこの限りではありません。

(駐車場の利用)

第9条 施設利用者は施設利用申込時に駐車場利用の申請をした場合に限り、施設に設置されている駐車場の利用が可能となります。

- 2 駐車場利用料は発生しません。
- 3 駐車場利用中に発生した盗難、事故等の車両への損害について、当社は一切の責任を負いません。

(賠償責任)

第10条 施設利用者の故意または過失により施設またはその他の施設利用者に損害が発生した場合は、施設利用者またはその所属する会社の責任と負担において解決にあたるものとします。施設の利用により施設利用者に損害が生じた場合、当社は、故意または施設の重大な過失がある場合に限り、施設利用者に損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、その賠償範囲は、施設利用者に直接かつ現実に生じた損害に限ります。

- 2 施設利用中に設備、施設等が損壊した場合、当社がその修理費用等を負担します。ただし、施設利用者に故意または重大な過失がある場合は、当社は、施設利用者およびその所属する会社に負担を求めることができます。
- 3 前二項の他、施設利用者に損害が発生した場合、当社は、故意または重大な過失がある場合に限り、施設利用者に損害を賠償する責任を負います。ただし、その賠償範囲は、施設利用者に直接かつ現実に生じた損害に限ります。

(協議)

第11条 本規約は、必要に応じて施設管理者の判断により変更されることがあります。変更後の規約は、施設内掲示または施設利用者への通知をもって効力を生じます。